

ひらない議会だより第211号のお詫びと訂正について

ひらない議会だより第211号（2022年4月27日発行）掲載記事におきまして、一部誤りが
ありましたのでお詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。

18ページ 条例一部改正 国民健康保険税条例 表の差し替え

（例）夫婦（共に38歳）、未就学児2人の4人世帯 所得350万円、固定資産税5万円の場合		
所得割	$(350\text{万円} - 43\text{万円}) \times 12.7\%$	389,890円
資産割	$5\text{万円} \times 50\%$	25,000円
平等割	1世帯36,500円	36,500円
均等割	1人当り32,900円×4人	131,600円
令和3年度までの国保税額		582,900円
未就学児均等割軽減額（△16,450円×2人）		△32,900円
令和4年度国保税額		550,000円